

令和 7 年度山陰海岸国立公園における教育旅行受入連携強化業務
請負条件

本業務では、山陰海岸国立公園内の自然・生活・文化・歴史などの資源及びそれらを活用して体験プログラム事業等を運営している事業者を調査し、それらの事業者中から環境学習、探究学習を目的とした教育旅行の事前学習から事後学習までの一体的な受け入れが可能となる体験プログラムを構築できる事業者を選別し、それらの事業者と連携してそのプログラムの造成、実施体制を構築することを目的とするものである。したがって、本業務を実施する事業者には、下記の業務経験を有する者を業務に従事させる必要がある。以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類（以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

過去 5 年以内に日本の国立公園または国定公園やジオパーク、日本遺産等にある観光資源を活用した環境学習、探究学習のプログラムをその地域の事業者と開発するとともに、学校、教育委員会または教育旅行を扱う旅行会社に対し、プログラム広報用ツール、教職員用の指導ガイド等の作成を行う業務を受注した実績があること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

上記の業務実績を示すことができる資料（契約書及び仕様書または業務報告書）

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書のとおり

② 業務請負条件資料の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書に同じ

③ 提出部数

2 部

④ 提出方法

持参、郵送又はメールによる。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。（12 時から 13 時は除く）

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 7 年度山陰海岸国立公園における教育旅行受入連携強化業務」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 提出された業務請負条件資料について、内容確認のため提出者に対してヒアリングを行う場合がある。

オ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

カ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査の結果

入札説明書のとおり

以上